

野生鳥獣被害 防止対策事業費の増額



小友町で捕獲されたイノシシ

有害鳥獣被害対策事業費補助金を増額する理由は、

ニホンジカ及びイノシシの捕獲頭数が10月末当初見込みの2,500頭から2,900頭になった。上回った分を増額する。
市内の捕獲実施隊と捕獲応援隊の人数は。

捕獲実施隊に対する報償費の支払いは年に一回だが、複数回にできないか。

国の交付金の関係で、最終の精算が年度末になるが、できるように検討したい。
駆除に係る経費の支援や、応援隊へのインセンティブ支払いの考えは。
応援隊の手当等も含めて必要な補助については、国の補助も含め考えていく。

解説

捕獲実施隊とは

銃免許、わな免許を所持し、鳥獣被害における捕獲実践的活動を担う、市町村の条例により設置されている隊のことです。

捕獲応援隊とは

わなの管理、見回り協力を含め、所有農地周辺部での捕獲協力や、獣類の痕跡や、被害等の情報を提供する隊のことです。

インセンティブとは

対象の行動を促す「刺激」や「動機」を意味し、金銭報酬などを指します。



藤原 稔さん (青笹町)

ひとこと

生産に携わりながら、有害鳥獣から農産物を守ろうと、狩猟免許を取得し、遠野市鳥獣被害対策実施隊員として活動していますが、報償費への課税に負担を感じています。
私は鳥獣肉ジビエの有効活用を大いに推奨致します。幾多の問題がありますが、遠野市の重要な産業になることから検討していただくことを願います。

新エネルギー調査 小水力発電

小水力発電について、事業費の増の内訳は、
小水力発電導入の可能性調査を実施している。年間を通して経済効果が見込めるものか詳細を調査するため、今回は寺沢川流域を選定している。
具体的に何を調査するのか。
川の深さ、水の速度、流量など年間を通して一定量が確保できるものか調査する。



小水力発電実証事業 (達首部地区)

報告が可能となった段階で地域の皆さんに説明していきたい。
運営主体とそのことによる経済効果をどのように捉えているのか。
運営主体については、経済性も明らかになった段階での判断になる。電力供給と運営主体についても、地域内で経済が循環する流れをつくっていきたい。

岩手県移住支援金の概要

要件に該当する場合の支給額	
世帯 (18歳未満の子がいない)	100万円
単身	60万円
子育て世帯 (18歳未満の子がいる)	100万円 (子ども一人につき 100万円加算)

移住元要件

・東京 23 区在住、または東京圏に在住し東京 23 区に通勤。いずれも直近 10 年間のうち通算 5 年以上 (直近 1 年間に必ず含む)。

移住先要件 (次のいずれかに該当)

- ①県内企業への就職
- ②テレワーカー
- ③起業する
- ④関係人口

※要件等詳細は右のQRコードから



人口増に期待される 移住支援金

移住支援金の目的とは。

東京一極集中の改善と地域創生を目的として、国と各自治体が共同で進めている。

支給要件は。

例えば遠野への移住体験ツアーに参加したり、移住先に5年以上居住する意思があることなどが要件である。

支援金を受けるため

には、移住後3ヶ月以上1年以内に申請しなければならぬ。

※詳細は右図参照

地域おこし協力隊や遠野出身者も対象になるか。

それぞれの基準に合致するかを踏まえ対象を判断する。

対象者拡充 若者しごとサポート事業

若者しごとサポート事業の内容は。

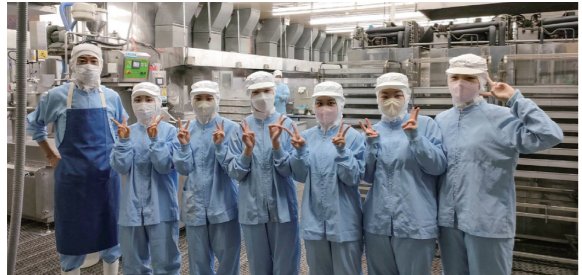
グローバルな人材育成を目的とするもので、高校生の海外での就業体験を実施する。
募集する高校生の対象範囲は。

昨年度までは市内に通う高校生のみで、今回は遠野市内に住所を有する高校生を対象に募集していく。
市外へ通う高校生への周知方法の工夫が

必要では。

インターネットやSNSなどで周知を図るとともに、教育委員会の未来づくりサポート室とも相談しながら周知を広げたい。
今後、インターンを招くなど台湾との交流につなげては。

県でも観光や、修学旅行でも招き入れたい考えがあるので、連携しながら進めていきたい。

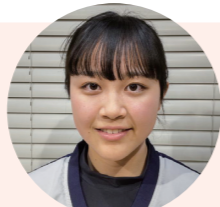


昨年度のインターンシップの様子

今年の道路除排雪業務 の予算のあり方は

ひとこと

昨年度、派遣事業に参加し、たくさんの発見がありました。言葉が通じない環境での仕事は大変でしたが、その体験が今の学校生活にプラスになったと感じます。日本と違う文化に触れることで、感謝の言葉を伝える大切さを知りました。自分の将来に対する視野も広がり、とてもいい経験になりました。ぜひ、たくさんの人に体験してもらいたいです。



佐々木 百望さん (松崎町)

業務委託の契約期間は。

11月8日に契約を締結しており、履行期間は令和5年12月1日から令和6年3月31日まで。

契約期間外の道路の凍結、降雪への対応は。

履行期間の変更契約を締結して臨機対応をする。

令和4年度の除排雪業務で使わなかった予算による、道路補修の件数は。

要望件数は令和3年度529件、令和4年度602件、令和5年度10月末が527件で対応件数286件、対応率は54.3%である。

除排雪業務委託料が残った場合の、今後の方針は。

あくまで翌年度の繰越金であり、繰越金を活用して必要な事業は組み立てるが、必ずしも道路維持補修をやるという事ではない。